

平成 25 年 1 月 吉日

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「日本厳選割安株ファンド 2012-07(120%到達時繰上償還条件付)」

繰上償還決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成 24 年 7 月 6 日に当社が設定いたしました「日本厳選割安株ファンド 2012-07(120%到達時繰上償還条件付)」を繰上償還することが決定いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後ともお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還日

平成 25 年 1 月 30 日(水)

2. 繰上償還の理由について

平成25年1月11日の基準価額(1万口当たり、以下同じ)が、12,021円と設定後初めて12,000円以上となったことから、当ファンドの約款第46条第3項※に基づき繰上償還するものです。

なお、償還価額(1万口当たり、以下同じ)は繰上償還日に決定します。(償還金額につきましては、繰上償還日以降に販売会社より別途ご連絡いたします。)

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※【約款第 46 条第 3 項(投資信託契約の解約)】

委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となった場合には、安定運用に切り替え、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

[償還価額についてご留意いただきたい事項]

(1) 当ファンドは、繰上償還条件(基準価額が 12,000 円以上となった場合)に到達したことにより繰上償還するものですが、償還価額が 12,000 円以上となることを保証・示唆するものではありません。

(2) 組入れ資産の売却等を行う際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が 12,000 円を下回る場合がありますことにご留意ください。

以上

<ご参考>

基準価額の推移(平成24年7月6日～平成25年1月11日)



※基準価額は信託報酬控除後の値です。